

アフターサービスについて

保証期間はご購入日から1年間です。本説明書に従った使用状態において、保証期間内に不具合を生じた場合は、当該散布器の無料修理または無料にて新しい製品とお取替えいたします。
[保証期間を過ぎた散布器については、お客様のご要望により有料修理させていただきます。]
ご質問やご不明なことがありましたら、お求めの販売店または発売元、製造元へお問い合わせください。

発売元 **株式会社 ウォーターテック**

本社 〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-1 (中野興産ビル)
TEL.03-3456-0785 FAX.03-3769-0714
水処理営業部 〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-1 (中野興産ビル)
TEL.03-3456-0795 FAX.03-3456-0646
東北支店 〒983-0852 仙台市宮城野区 岡2-2-10 (セントールビル)
TEL.022-742-4251 FAX.022-296-9060
関西支店 〒550-0013 大阪市西区新町2-20-6 (新町グレースビル)
TEL.06-7653-8941 FAX.06-7653-7354
西日本支店 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-16-14 (リファレンス駅東ビル)
TEL.092-471-8096 FAX.092-413-7707

製造元 **MORITA GROUP** **モリタ宮田工業株式会社**
〒253-8588 神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1
TEL. 0467-85-1210 (お客様相談室)

販売店

改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。
TS11003100 15.10
P8

警告 死亡または重傷などを負う可能性が想定される内容です。

破裂等により人身事故の可能性あり

- 腐蝕しやすい場所に設置しない。
湿度の高い所に置いたり、水・油・調味料(塩・醤油・味噌等)が付くことによる腐蝕などの劣化により、破裂することがあります。
また、潮風や雨風にさらされる場所には設置しないでください。
水などがかからない、湿気の少ない、風通しのよいところに設置してください。
- 濡れた床や地面に直接置かないでください。
腐蝕の原因になりますので、格納箱などをご使用ください。
- 使用温度範囲を超える場所には設置しないでください。
容器内の圧力が高くなり危険をとまいません。
- 半年ごとに点検を実施してください。
散布器の点検をしなかったことにより、イザというとき散布器が使用できないことがあります。
- 「設計標準使用期限(製造後10年)」を過ぎたものは、耐圧試験圧力値による水圧検査を実施してください。
「設計標準使用期限」を過ぎた散布器は、経年劣化などにより破裂事故につながる可能性があります。
また「設計標準使用期限」以内であっても、設置条件により不具合が生じる場合があります。
「設計標準使用期限」を過ぎたものは新しい散布器と交換するか、耐圧試験圧力値(ラベルに記載)による水圧検査を実施してください。
水圧検査についてはお求めの販売店にお問い合わせください。

人身事故のおそれあり

- 散布する際は必ずガスマスク、手袋等の保護具を着用してください。
- 人に向けて薬剤を放射しないでください。
薬剤により呼吸困難や失明等の危害が発生することがあります。
万一、薬剤が目に入ったり皮膚に付着したときは、すみやかに水洗いし、異常を感じる場合は医師の診察を受けてください。
- 散布器をみだりに捨てたり、放置しないでください。
放置された散布器を誤って使用されると破裂することがあります。
ご不用になった散布器はそのまま放置しないでください。
ご不用になった散布器を処分される場合は、お求めの販売店にお問い合わせください。

塩素吸収剤散布器「クロレス」 取扱説明書

このたびは、当社の塩素酸吸収剤散布器をお求めいただきまことにありがとうございます。
お客様に安心してお使いいただくために取り扱い方法を説明しています。
万一の不測の事態にもあわてず、また安全・確実にご使用いただくために、この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
お読みになったあとは、大切に保管し、必要なときにお読み返してください。
特に「安全上のご注意」はご使用前に必ずお読みください。

■散布器は消火器同様の構造部品となっています。
取扱は消火器に準じてください。

安全上のご注意

必ずお守りください

散布器は圧力容器です。
ガスの圧力により薬剤を散布します。
叩いたり、落としたり、強い衝撃などを与えないでください。
誤った使いかたをすると、破裂等により重大な人身事故が発生することがあります。
正しく安全にご使用ください。

この表示は、してはいけない「禁止」内容です。この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

危険 死亡または重傷などを負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。

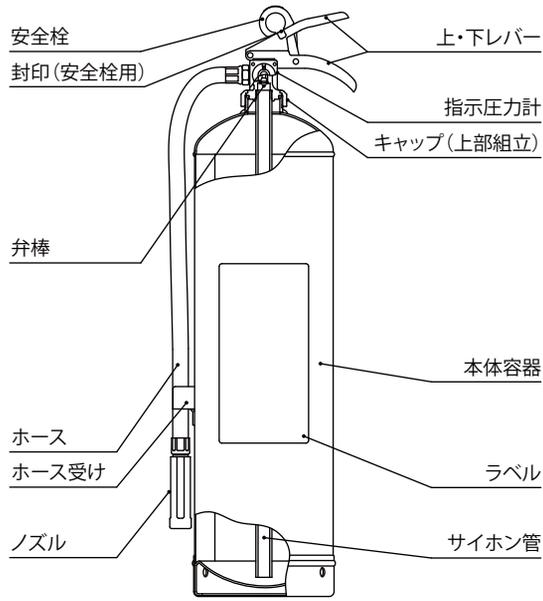
破裂等により人身事故のおそれあり

- 錆、傷、変形、キャップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。
散布器を作動したとき、錆や傷等により弱くなった部分が圧力により破裂し、人身事故発生のおそれがあります。「設計標準使用期限」以内であっても絶対に使用しないでください。また、訓練用としても使用しないでください。
- 分解しないでください。
分解・修理・改造により破裂することがあります。
ご不用になった散布器を処分される場合は、お求めの販売店にお問い合わせください。
- 散布器を、火の中に投げ込んだり、熱湯や熱風をかけて加熱しないでください。
容器内の圧力が高くなり、破裂することがあります。

注意 傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

- 使用方法を普段より確認しておいてください。
- 少量でも散布したものは再使用しないでください。
新しい散布器と交換するか、必ずつめかえをおこなってください。
- 使用温度範囲以下となる場所には設置しないでください。
使用温度範囲以下となる場所では満足な性能が得られません。
- 幼児の手が届かないところに設置してください。
幼児のいたずらなどにより消火薬剤を散布されますと大けがをすることがあります。
幼児の手にふれないところに設置してください。
- 散布器を転倒・落下しないようにしてください。
地震や振動で散布器が転倒・落下しないところに設置してください。
また上から重量物が落ちて損傷しないところに設置してください。
- 散布器は立てた状態で使用してください。
散布器を横に寝かせた状態や逆さまにした状態では薬剤が有効に放射されません。
- つめかえや整備はお求めの販売店にお問い合わせください。
- つめかえ薬剤、交換部品【弁棒、パッキン類、指示圧力計】は必ず当社指定の部品をご使用ください。
指定部品以外のものを使用したことにより、散布器が正常に機能しないことがあります。

各部の名称



設置について

- 地震や振動等で散布器が転倒や落下しないところに設置してください。
*転倒や落下した散布器は、お求めの販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。
- 通行や避難するときに邪魔にならないところ、また使用するとき簡単に持ち出せるところに設置してください。
- 床に設置するときは設置台を使用してください。
●散布器の樹脂部・金属部・塗装部が床や壁を損傷させることがありますので注意してください。
- 散布器を壁に掛けるときは、壁掛け用フック、専用ブラケットを用いて高さ1.5m以下のところに取付けてください。
- 壁掛け用フックは、必ず木下地のある部分にビスで取付けてください。
下地のない石膏ボード等のみの部分では散布器が落下する危険性があります。
- 幼児の手が届かないところに設置してください。
- 高温多湿のところには設置しないでください。
●40度をこえる高温の場所(ガスコンロ・ストーブなど発熱器具の近く)では、容器内の圧力が高くなり危険をとまいません。また使用温度範囲以下となる場所では満足な性能が得られません。
●散布器に表示されている使用温度範囲内の環境に設置してください。
●屋外等で直射日光や雨風・降雪にさらされる場所、厨房等で常時水を使用し湿気が多い場所、海岸近くで潮風が当たる場所、化学工場地域や温泉地帯で腐蝕性ガス(硫化水素、亜硫酸ガス、塩素ガス等)の発生のおそれがある場所では、格納箱に収納するなどの防護処置をしてください。
※設置台、格納箱についてはお求めの販売店にご相談ください。

用途他

●用途

上下水道施設、タンクローリー、パルプ工場等で漏洩した塩素の、応急処置としての除害。

●除害効果

塩素 1 k g に対し薬剤 5 k g の散布で 9 0 % 以上の塩素を除害します。

●塩素ガス保有量に対する必要本数

応急処置は 1 0 分間とし、除害 (9 0 % 以上の除害) に必要な本数。
5 0 k g 塩素ガスボンベのバルブ破損による塩素漏洩の量を 0 . 5 k g / 分として算出。

保有塩素量	50 kg	100 kg (50×2本)	200 kg (50×4本)	300 kg (50×6本)	400 kg (50×8本)
塩素ガス漏洩量 (kg/分)	0.5	1.0	2.0	3.0	4.0
SMC20A 必要本数	9	18	27	36	54

●化学反応式



知っておいていただきたいこと

薬剤について

- 薬剤が目に入ったときは、すみやかに水洗いし、目に痛みを感じたり充血した場合には医師の診察を受けてください。
- 薬剤が皮膚についたときは、すみやかに水洗いし異常を感じた場合には医師の診察を受けてください。
- 薬剤を故意に口へ入れないでください。
誤って口に入れた場合には医師の診察を受けてください。

正しい使いかた 散布器の使用方法にもとづき正しくお使いください。

- 散布器は30度以上傾けて使用しないでください。散布器を傾けると薬剤が十分に放出されません。
- 持ち運ぶ時は黄色の安全栓を持たずに、下レバーを持ってください。
- 上下レバーをにぎったままで安全栓を抜かないでください。
- 上下レバーをにぎる時に、手・指をはさまないように注意してください。
- 安全栓を抜いて、上下レバーをにぎるとすぐに薬剤を放射します。
- 力が弱い人は、散布器を床に置き、ノズルを火元に向け、上レバーを強く押ししてください。
- ホースを持たずに操作したり、手を放したりするとホースが激しく振れて大変危険です。
※散布中に薬剤の出がうすく、ガスの噴出が多いときには容器を軽く振ってください。

※流出している塩素ガスに向けて風上から薬剤を散布してください。

散布器の使用方法	1 安全栓を 引き抜く 	2 ホースをはずし 散布面に向ける 	3 レバーを 強くにぎる ※散布中に上レバーをはなせば放射が止まります。
----------	---------------------------	---------------------------------	---

維持・管理について

- 黄色の「安全栓」は誤作動を防ぐためのものです。使用時以外絶対に抜かないでください。
●あやまって安全栓をぬいてしまった場合はお求めの販売店にお申し付けください。
- 分解・修理・改造は絶対にしないでください。
●散布器は圧力容器です。
●分解・修理・改造により破裂することがあります。
- 散布器のネジなどをゆるめないでください。
●散布器の部品(キャップ、ホース等)をゆるめたりすると破裂事故につながる可能性があります。
- 散布器を柔らかい布で、時々掃除してください。
●水・油・調味料(塩・醤油・味噌等)、ほこり等が付着していると腐蝕等の性能劣化をおこし永くご使用になれません。
●汚れたときは固くしぼった布でふき乾いた布で仕上げてください。
- 掃除するときに有機溶剤(ベンジン、シンナー、ガソリン)や中性洗剤などを絶対に使用しないでください。
- 「設計標準使用期限」を確認してください。
●「設計標準使用期限」を過ぎたものは新しい散布器と交換するか、耐圧試験圧力値(ラベルに記載)による水圧検査をお求めの販売店にお申し付けください。
- 異常が見つかったときはすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。
- 消防設備士等による定期点検を実施してください。
●半年ごとに消火器に準じた点検を消防設備士等により実施してください。

点検について 消火器に準じた点検、取扱いをお願いします。

半年ごとに外観点検をしてください。

以下の項目で異常がある場合はすみやかに販売店に連絡し、機器点検・整備等の処置をおこなってください。

異常の状況	想定される内容
組付け部品のガタ、ゆるみ等がある	使用できないおそれ
上下レバーに錆、傷、変形がある	使用できないおそれ
安全栓がない	使用済のおそれ
封印が破れている、ついていない	使用済のおそれ
キャップにゆるみがある	圧力が抜け使用できないおそれ
ホースにヒビがある	破裂するおそれ
本体容器に錆、傷、変形がある	破裂するおそれ
指示圧力計の指針が緑色範囲に入っていない	使用できないおそれ
「設計標準使用期限」を過ぎている	性能劣化、腐蝕のおそれ

上下レバーに錆、傷、変形はありませんか

組付け部品のガタ、ゆるみ等がありませんか

安全栓がついていますか

指示圧力計の指針が緑色範囲に入っていますか

封印が破れていたりついていなかったりしていませんか

正常 異常

キャップにゆるみはありませんか

「設計標準使用期限」を過ぎていませんかラベルに表示されています

ホースにヒビ等がありませんか

本体容器に錆、傷、変形はありませんか

使用後について

- 薬剤がかかった器物はすみやかに掃除してください。
●飛散した薬剤をそのまま放置しておくと、カビの発生や金属類の腐蝕、塗装面変質のおそれがあります。また電気器具などは絶縁を低下させることがあります。
●掃除をするときは換気をしながら、マスクやゴム手袋などの保護具を着用してください。
●掃除をするときは掃除機を使用しないでください。薬剤により故障するおそれがあります。
- 薬剤がかかった電気機器は電源を遮断してから掃除をおこなってください。また、電気絶縁性が低下していることがありますので、専門の業者に点検を依頼してから、通電してください。
- 使用後の散布器はすみやかに販売店に再充電を依頼し、元のように設置してください。
●一度放射したものは、中に薬剤が残っていても、すぐに整備・再充電してください。
●外観・機能に異常がなければ再充電して使用できます。お求めの販売店にご相談ください。
- 廃棄する場合は、法に従って廃棄処分しなければなりません。
●ご不用になった散布器を処分される場合は、お求めの販売店にお問い合わせください。
●散布器を不法に捨てたり、放置すると法律で罰せられます。